

第5章 都市施設等の整備方針

施設等については、今後本市の人口減少が予測される中、社会インフラの選択と集中による効果的かつ経済的な公共投資を基本に、既存都市施設等の適正な維持管理とともに、本市の都市づくりを取り巻く社会状況や各地域の実情を踏まえながら、本市の特性を活かした持続可能な都市づくりに寄与する必要な整備を図っていくものとします。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「新潟県福祉のまちづくり条例」や「三条市ユニバーサルデザイン推進指針」等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進することにより、誰もが利用しやすい施設環境を目指します。

1 道路の整備方針

(1) 整備目標

道路は、都市づくりを支える重要な柱であることから、幹線道路から生活道路に至るまで、土地利用と機能に応じた道路網の構築と道路環境の向上・改善を図ります。

(2) 道路の整備方針

① 国土交通軸(国道8号)の整備方針

国道8号(3.1.1 東本成寺大島線、3.3.50 国道8号栄線)については、現在事業が進められている栄拡幅を促進し、栄地域の全線4車線化の早期完成を目指すことで慢性的な渋滞解消による交通の円滑化及び地域経済の活性化を図ります。また、須頃地区以北の4車線化についても促進します。

- 国道8号の栄拡幅の早期完成と須頃地区以北の4車線化の促進

② 圏域交通軸(国道289・290・403号、主要地方道等)の整備方針

国道289・290・403号及び主要地方道については、近隣都市間や市内の連携を高める上で重要な道路であることから、整備・改良を積極的に働きかけるとともに、都市計画道路との連携強化を図ります。

都市計画道路にも指定され、主要幹線に位置づけられる「国道289号バイパス(仮称)石上大橋下流橋、3.3.7 大島東大崎線」「国道403号三条塚野目道路(3.3.28 国道403号線)」「主要地方道長岡見附三条線(3.5.22 三条四日町線)」については、市街地内道路のネットワークとの連携を念頭に、積極的に整備を促進します。

また、国道289号八十里越については、広域連携を図る新しい道路として、その整備を促進するとともに、開通後の福島県との地域間の移動の増加や、救急搬送路としての今後の交通の需要の変化を見込みながら、市街地内道路とのネットワークの強化に取り組みます。

市南部における東西方向の連携強化を担う幹線道路の整備についても検討します。

- 国道・県道の整備・改良の促進と都市計画道路との連携強化
- 都市計画道路に指定されている主要幹線道路の整備促進(仮称)石上大橋下流橋、3.3.7 大島東大崎線、3.3.28 国道403号線、3.5.22 三条四日町線)
- 国道289号八十里越開通後の交通需要の変化を見込んだ対策の推進
- 市南部における東西方向の連携強化を担う幹線道路の検討

③ 域内交通軸の整備方針

市街地を南北に結ぶ「3.4.10 新保裏館線」については、早期の全線整備を目指します。

「3.4.18 田島曲渕線」については、新保裏館線を補完する南北方向の軸として早期完成を目指します。国道 403 号方面から上須頃地区へのスムーズな交通アクセスを確保するため、「市道上須頃 262 号線」の整備を推進します。

市街地内交通の円滑な通行を確保するため、内環状機能の役割を担う「3.4.12 一ノ木戸西本成寺線」「3.4.13 島田線」、外環状機能の役割を担う「3.3.7 大島東大崎線」の整備を図ります。

その他円滑な域内交通ネットワークを形成する上で必要な都市計画道路や県道・幹線市道等についても、財政状況を踏まえ整備の検討を行います。

- 市街地を南北に結ぶ「3.4.10 新保裏館線」の整備推進
- 南北方向の軸を担う「3.4.18 田島曲渕線」の早期完成
- 市街地の内環状機能を担う「3.4.12 一ノ木戸西本成寺線」「3.4.13 島田線」の整備推進
- 市街地の外環状機能を担う「3.3.7 大島東大崎線」の整備推進
- その他の都市計画道路や県道・幹線市道等の優先順位を踏まえた整備推進

(3) 道路環境の改善方針

① 安全な道路空間の確保

今後の道路の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、通学路に指定されている道路や、通勤、ウォーキング等による歩行者等の利用が多く見込まれる道路を中心に、街灯の設置、歩道の新設・拡幅・段差の解消、自転車及び歩行者の通行帯の分離などを推進するとともに、通学路危険箇所の改善に向けた取組の強化など、歩行者等の安全性の向上を図ります。

幹線道路においては、交差点における右折レーンの設置や鉄道交差点における踏切の拡幅等を進めることで、利便性と安全性の向上を図ります。

また、その他の生活道路やバス路線のある道路等においても、^{すみきり}隅切^{*}設置等の交差点改良やカーブミラー等の交通安全施設の設置を推進し、視認性を確保することにより、安全性の向上を図ります。

- 歩行者の多い路線、通学路を中心とした街灯の設置、歩道の新設・拡幅・段差の解消、自転車及び歩行者の通行帯の分離
- 幹線道路の交差点改良による右折レーンの設置や踏切の拡幅
- 生活道路やバス路線のある道路等における交差点改良や交通安全施設の設置

② 質の高い道路空間の創出

道路の整備にあたっては、街路樹の整備、透水性舗装^{*}など周辺環境に配慮することで、質の高い道路環境を創出するとともに、民間活力を導入した計画的・適正な維持管理を行います。

- 街路樹の整備、透水性舗装などによる質の高い道路環境の創出及び適正な維持管理

※「隅切」：方形の隅を削り落した形のこと。道路整備においては、交差点での見通しをよくしたり、車両が曲がりやすくなるように敷地の角を切り取ること。

※「透水性舗装」：降雨時の道路の冠水や家屋の浸水などを防止するため、雨水を浸透し、舗装面の下部の土中にしみ込ませることができるよう工夫された舗装の方法。

③ 雪に強い道路の整備

冬期の積雪に対応するため、融雪施設の必要に応じた適切な整備、維持管理、迅速な除雪作業の実施により、交通安全性の確保を図ります。

- 融雪施設の必要に応じた適切な整備、維持管理
- 迅速な除雪作業の実施

(4) 都市計画道路の整備と見直し

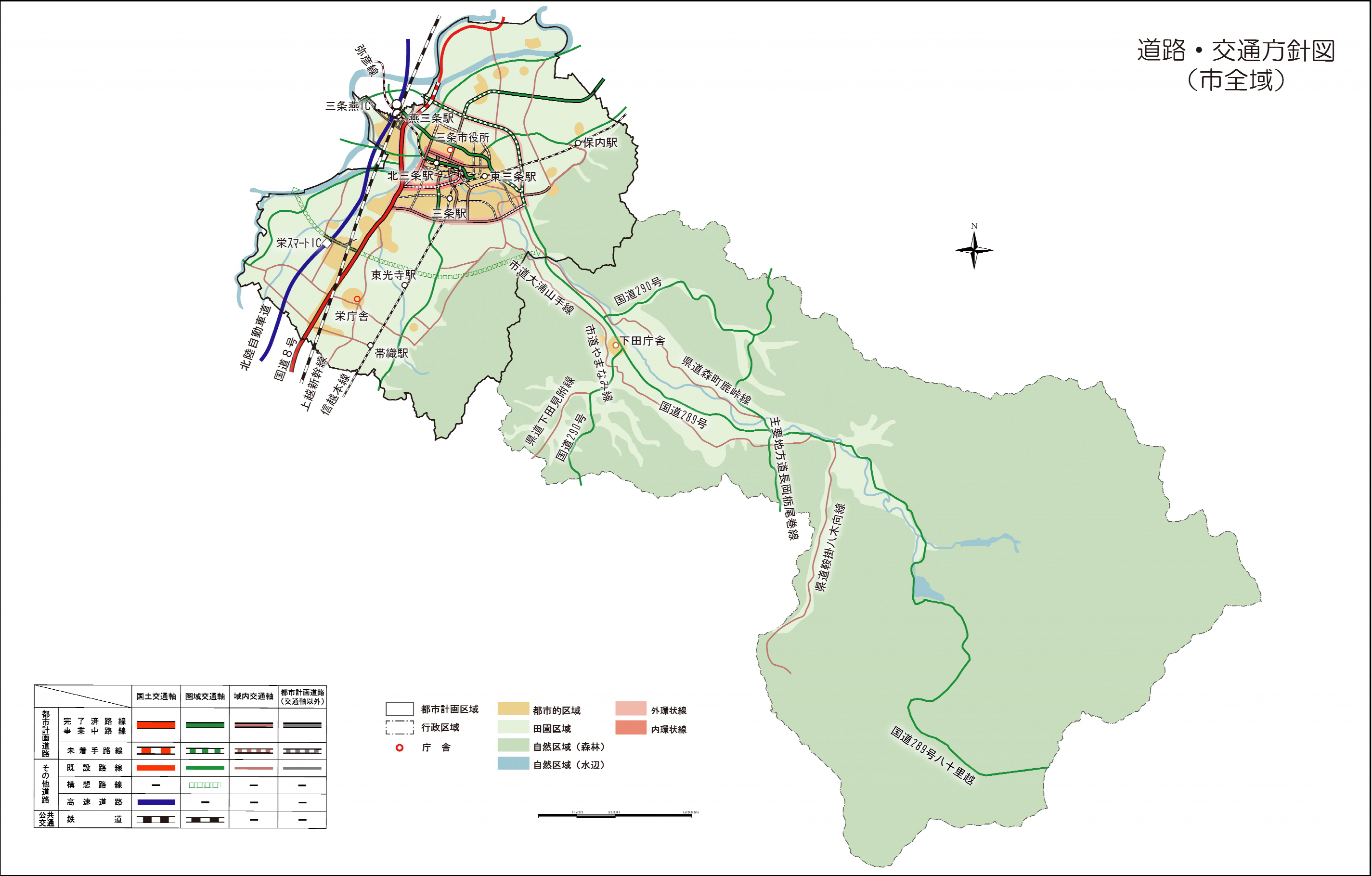
都市計画道路については、将来都市構造や土地利用計画との整合性を図るとともに、各道路が担うべき機能を明確にし、交通渋滞の解消並びに都市づくりを進める上で効果の高い路線・区間を優先的に整備します。

また、計画決定後、原則として、20 年以上未着手となっている路線・区間の内、ネットワーク推進路線以外については、『新潟県都市計画道路見直しガイドライン』※（平成 18 年 12 月、新潟県）に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を鑑みながら都市計画道路網の見直しを行います。

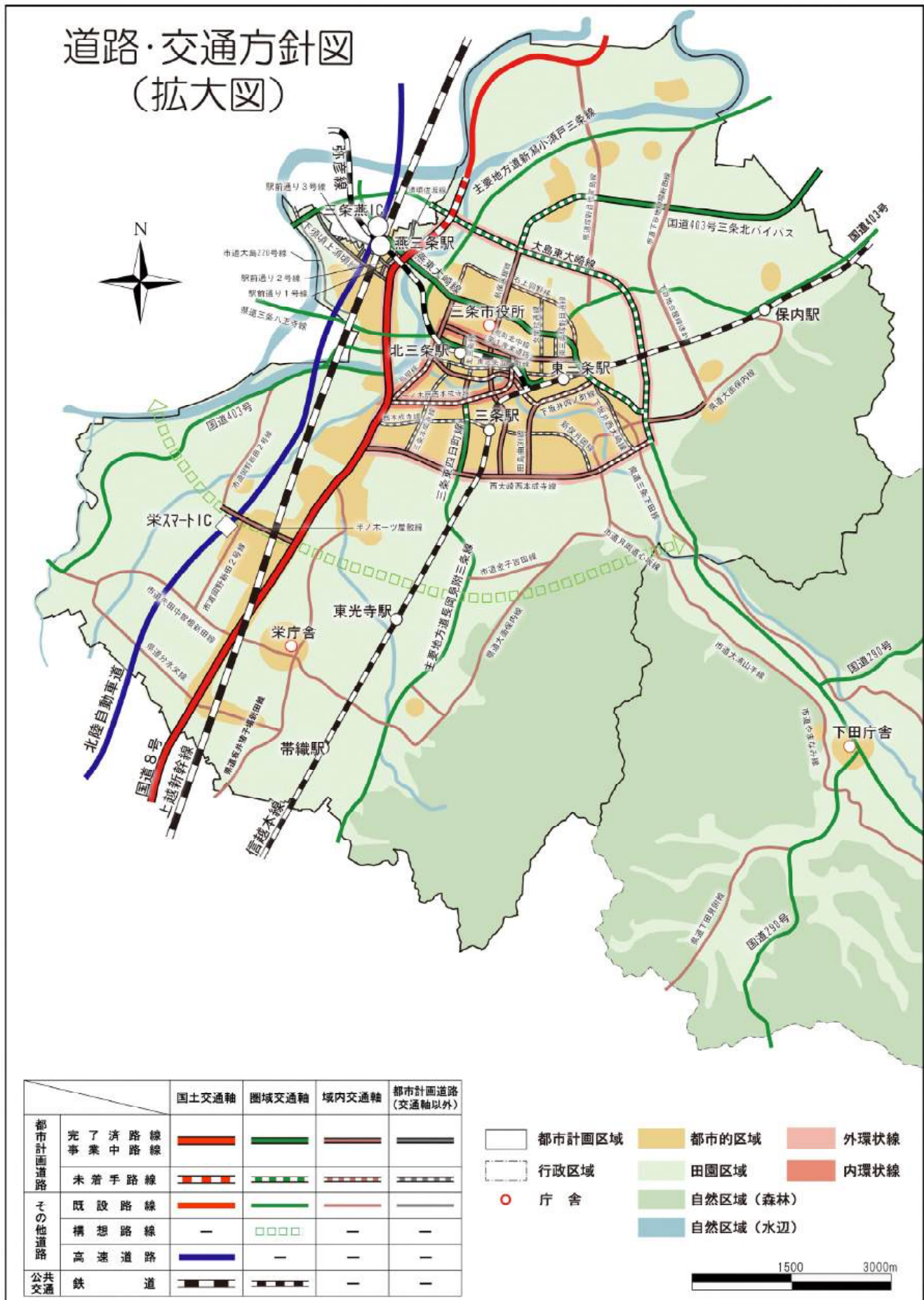
- 効果の高い路線、区間における優先的整備
- 『新潟県都市計画道路見直しガイドライン』に基づく、都市計画道路網の見直し

※「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」：都市計画道路に指定された後、原則として 20 年以上未着手となっている路線・区間を対象に、今日的な社会経済環境などに照らしたその必要性の見直しに際して、新潟県としての考え方を定めた指針。

□ 道路交通方針図



□ 道路交通方針図（拡大図）



2 公共交通施設の整備方針

(1) 整備目標

市民の移動手段として基本的かつ重要な機能である鉄道、バス等の公共交通は、「三条市地域公共交通計画」※に基づきながら、今後もその運行を継続し、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを実施していくとともに、デマンド交通※の維持に努め、新たな移動需要への対応を通じて、将来にわたって誰もが移動しやすく、さらに人を動かし、まちを活性化させる持続的な公共交通体系を目指します。

(2) 公共交通の整備方針

① 交通結節拠点における連携強化等

鉄道、バスなどの公共交通等が集まる交通結節拠点については、関係機関との連携強化や待ち時間の短縮等に向けた働きかけなどを行い、利便性の向上を図ることで、公共交通環境の向上と交通結節機能※を高めます。

また、駅、高速バス停留所周辺におけるパークアンドライド方式※の駐車場の確保や整備を図ります。

- 鉄道とバス交通等の連携などによる公共交通環境の向上と交通結節機能の強化
- パークアンドライド方式の駐車場の確保・整備

② 鉄道交通の充実

JR信越本線、JR弥彦線については、利便性の向上を図るため、運転本数の見直し等を関係機関に働きかけます。

- JR信越本線、JR弥彦線
- 運転本数見直し等の関係機関への働きかけ

※「三条市地域公共交通計画」：「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域公共交通の目指すべき姿を示すとともに、公共交通に係る取組のさらなる強化・充実を推進するための計画。

※「デマンド交通」：利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。本市においては、市街地以外でタクシー車両を活用した「デマンド交通ひめさゆり」が、市街地で AI オンデマンド交通システムを導入した「デマンド交通ひめさゆり のるーとさんじょう」が専用の停留所間をダイレクトに運行し、バスやタクシー輸送を補完している。

※「交通結節機能」：鉄道やバスなどの様々な交通手段を結びつけ、相互の円滑な利用を促す役割のこと。

※「パークアンドライド方式」：[park and ride] 出発地からは自動車を利用し、公共交通機関周辺に設けられた駐車場に車を置き、公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方式。特に、鉄道、バスなどの利用を区別する場合は、パークアンドレールライド、パークアンド、バスライドという。

③ バス交通の維持・充実

バス交通については、「三条市地域公共交通計画」に基づき、路線バス・循環バス※のほか、コミュニティバス※、スクールバス等の維持と社会情勢の変化に応じた適切な見直しを実施し、中心市街地と主要な地域を連絡するバス路線等の確保を図ります。また、デマンド交通の維持に努めるとともに、利便性の向上により、バス路線から離れた地域の移動を支え、住んでる地域を問わず誰もが使いやすい移動手段を確保します。

また、国道 289 号八十里越の開通により福島県境の只見町との往来が可能になることから、生活利便性の向上や交流人口の増加を見据えて、円滑な移動を実現するための公共交通機関の運行や有効な交通手段について、只見町との連携を目指します。

■路線バス・コミュニティバス・循環バス

- 運行の維持と利便性向上
- 地域主体のコミュニティバス拡大の検討

■デマンド交通

- 利用方法の周知と利用促進
- AI オンデマンド交通システム※のさらなる利用利便性の向上

■広域連携

- 国道289号八十里越の開通を見据えた只見町との連携

④ 中心拠点と地域拠点等の連携強化

公共交通網の維持・充実と連携強化を図るとともに地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化を検討し、中心拠点（中心市街地や須頃地区）と地域拠点（市役所栄庁舎周辺、下田庁舎周辺）や広域連携地域拠点（八木ヶ鼻温泉地域）間のアクセス性※、利便性の向上を促進します。

- 中心拠点と各地域拠点間の公共交通網の維持と連携強化
- 地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化の検討

※「循環バス」：旧三条市域を循環するバス「ぐるっとさん」のこと。現在7コースを運行しており、主に、平日の通勤・通学、午前中の医療機関の受診を目的として、運行時間帯を設定しています。

※「コミュニティバス」：一般的には地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスのこと。本市では井栗区自治会が運行しているバスで、住民の意見を取り入れ、より使いやすい“地域の足”として運行しています。

※「AIオンデマンド交通システム」：AIによって最適な配車を行う予約システムのこと。市街地エリアにおいて、AI オンデマンド交通システムを導入しています。

※「アクセス性」：[access 近づきやすさ、近づいて利用する方法] ここでは、交通手段の連絡性のこと。

3 公園・緑地の整備方針

(1) 整備目標

公園や緑地は、都市に潤いややすらぎをもたらすとともに、防災面においても避難地としての役割をはじめ延焼防止効果、さらに脱炭素社会実現への寄与、生物多様性の形成及び緑環境や景観等を活かした地域振興など、多様で重要な機能を担っていることから、公園・緑地整備を推進する「緑の基本計画」※の策定等により、整備・保全を計画的に進めます。

また、このような機能を社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において活用し、持続可能で魅力的なまちづくりを進める「グリーンインフラ」の理念に基づきながら、既存の各種公園・緑地の適正な維持管理を図るとともに、効果的・計画的な公園・緑地の整備に努めます。

(2) 公園・緑地の整備方針

① 緑の拠点となる大規模な公園の整備

保内公園、大崎山公園、総合運動公園については、市民のレクリエーション活動の場として、適切な管理とともに、公園機能の改善・向上を図ることで、市民の利用を促します。

また、しらさぎ森林公園や中浦ヒメサユリ森林公園についても、地域の自然を活かすとともに機能の充実を図ります。

■保内公園、大崎山公園、総合運動公園

- 適切な管理、公園機能の改善、向上

■しらさぎ森林公園や中浦ヒメサユリ森林公園

- 自然を活かした機能の充実

② 身近に利用できる公園の整備

誰もが気軽に公園を利用できるよう、街区公園※等の整備を推進します。なお、整備にあたっては、公園の配置や市域内の居住人口バランスに配慮し、公園の適正配置を行います。

■街区公園等の整備

- 公園配置や市域内の居住人口バランスに配慮した公園整備
- 再配置計画策定による公園の適正配置



※「緑の基本計画」：都市緑地法に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。緑地・公園などの都市における緑地の適正な保全と緑化推進の方策に関する目標や施策について定めるもの。

※「街区公園」：都市公園法に定められる区分の一つで、最も身近な場所に配置することを基準とした小規模な公園。

⇒巻末【用語解説（都市計画施設）】参照

③ 河川緑地※等

信濃川、五十嵐川等の河川緑地等の水辺空間については、緑地環境や遊歩道等の維持管理に努めるとともに、各種レクリエーション・イベント等を通じて保全意識の啓発活動などを行うことで、市民との協働により、親しみがもてるような水辺空間の創出を図ります。また、防災教育の拠点としても活用を推進します。

■河川緑地等の整備

- 緑地環境や遊歩道等の維持管理
- 市民との協働活動による親しみのある水辺空間の創出
- 防災教育の拠点としての活用

④ 水と緑のネットワークの形成

街路樹などの道路緑化や歩道、ポケットパーク※といった施設等の整備及び適切な維持管理を図るとともに、河川緑地等の水辺空間を活用した遊歩道等を整備することにより、市街地に水と緑のネットワークを形成し、質の高い緑豊かな市街地環境※を創出します。

■水と緑のネットワーク

- ポケットパークなどの施設等の整備
- 河川緑地等の水辺空間の活用した施設等の整備
- 水と緑のネットワークの形成による質の高い緑豊かな市街地環境の創出

⑤ 良好な緑地の保全

社寺林や屋敷林等、市街地内の緑については、市街地に潤いを与える貴重な緑地空間であることから、緑地の保全を図ります。

また、丘陵地及び山間地に広がる森林については、水源かん養機能、景観形成、環境保全・防災や観光・レクリエーション機能など多様な機能を有する空間であることから、地域森林計画対象民有林※の適切な管理・保全を促すとともに、自然公園地域や保安林※等の適切な管理と保全を図ります。

■社寺林・市街地内の緑

- 緑地の保全

■丘陵地及び山間地に広がる森林

- 自然公園地域、保安林、地域森林計画対象民有林の適切な管理・保全

※「河川緑地」：河川敷や堤防などに配置される、草地や芝地、スポーツ・レクリエーションに供する広場、散策路など。

※「ポケットパーク」：[pocket park 小さな公園] 道路わきや街区内の空地などわずかの土地を利用した小さな公園又は休憩所。

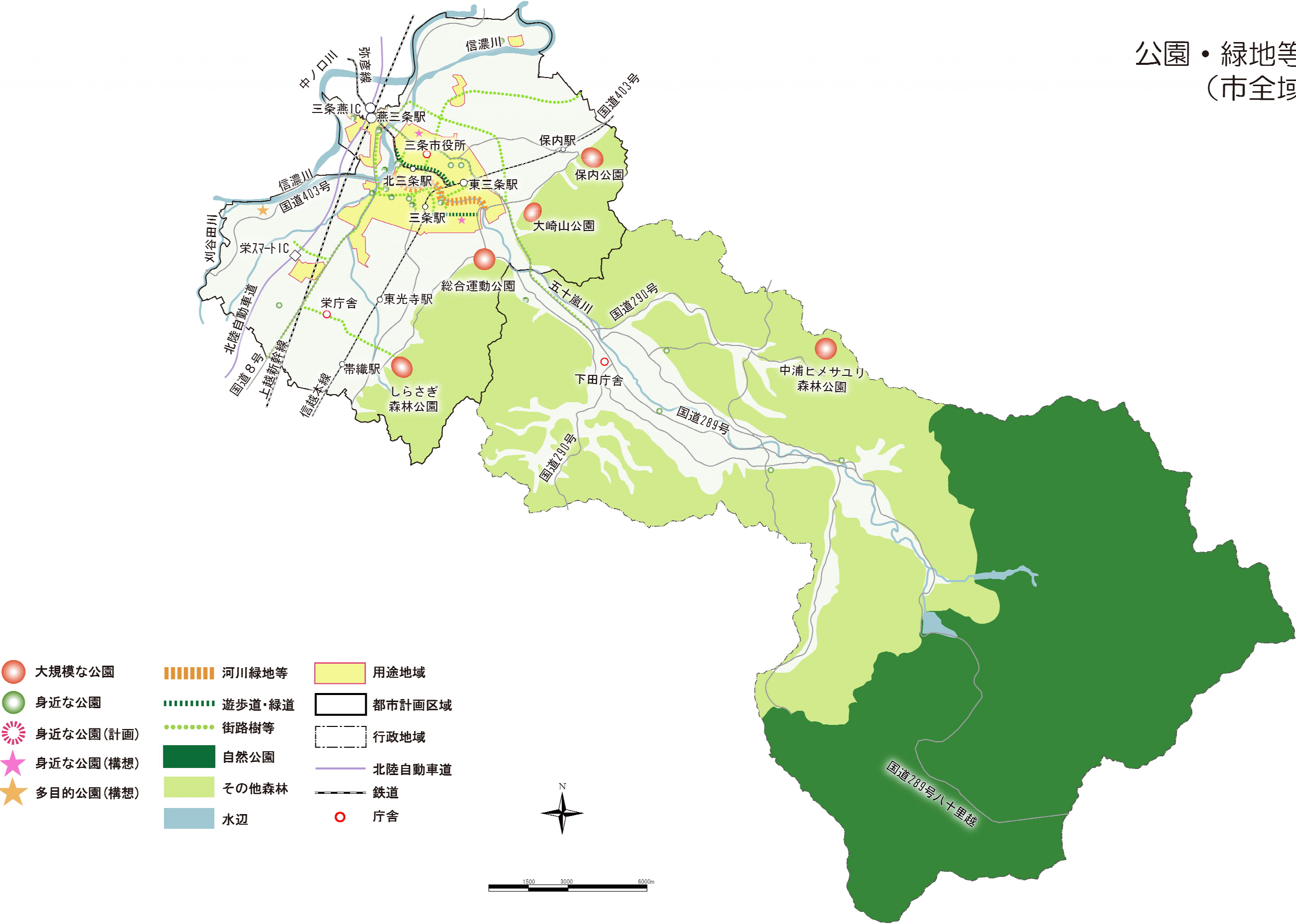
※「市街地環境」：安全性、快適性、利便性からみた市街地の生活環境のこと。

※「地域森林計画対象民有林」：森林法に基づき、県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に立てる計画の内、国有林以外の森林(民有林)のこと。

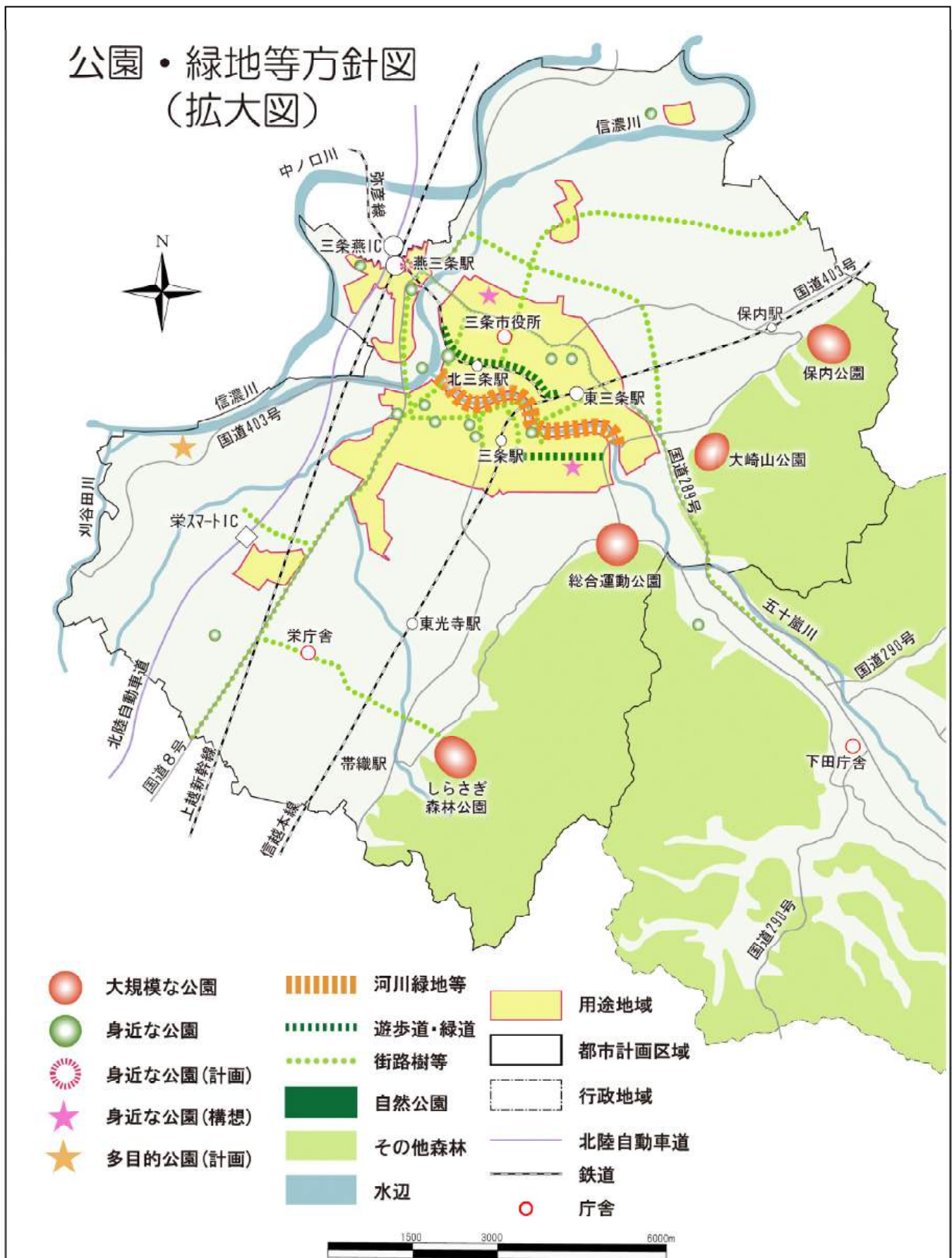
※「保安林」：①水源のかん養、②土砂の流出の防備、③土砂の崩壊の防備、④飛砂の防備、⑤風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備等の目的を達成するため必要があるときに、農林水産大臣により指定される。

□ 公園・緑地等方針図

公園・緑地等方針図
(市全域)



□ 公園・緑地等方針図（拡大図）



4 河川・水路の整備方針

(1) 整備目標

近年の激甚化・頻発化する集中豪雨や台風及び、宅地化の進展等により懸念される家屋の浸水被害や道路冠水といった水害リスクへの対策として、治水対策の強化を推進します。

(2) 河川・水路の整備方針

信濃川、五十嵐川、刈谷田川やその他の中小河川等については、安全性の向上を図るため、水害発生の防止に向けた河川改修整備を促進します。

また、排水路の改修等については、地元要望への対応を引き続き行い、水害対策の強化を図ります。

- 信濃川水系の一級河川や中小河川等の河川改修の促進
- 排水路改修等による内水排除の改善

5 公共下水道等の整備方針

(1) 整備目標

浸水の軽減、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全など、安全・安心で暮らしやすい都市環境を創出するとともに、健全で良好な水環境の保全・創出を図るため、下水道の整備を推進します。

(2) 下水道の整備方針

① 公共下水道の整備方針

三条地域の公共下水道[※]による污水处理施設の整備や栄及び下田地域における特定環境保全公共下水道[※]による污水处理施設の整備については、将来の人口減少等による社会構造の変化を踏まえ、効率的かつ持続可能な整備を図るとともに、広報活動の推進により供用開始区域内における接続率の向上を図ります。また、事故や機能停止を未然に防止するため、既存管路の適正な維持管理に努めます。

さらに、近年の集中豪雨の増加や都市化の進展による浸水リスクの増加を踏まえ、雨水貯留施設等の整備を推進します。

■公共下水道等の整備

- 公共下水道、特定環境保全公共下水道の効率的整備
- 広報活動の推進による接続率の向上
- 既存管路の適正な維持管理
- 雨水貯留施設等の整備

② 農業集落排水の整備方針

農村集落における農業集落排水事業[※]により整備した污水处理施設については、将来の汚水量の減少や施設の老朽化を踏まえ、施設の効率的利用を進めます。

■農業集落排水の整備

- 施設の効率的利用と長寿命化
- 広報活動推進による接続率の向上

※「公共下水道」：生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質の保全など、衛生的で暮らしやすい都市環境を創出することを目的とした施設で、主に市街地の下水（雨水及び污水）を集めるための管路と処理するための処理場から構成される。

※「特定環境保全公共下水道」：公共下水道の内市街化区域等（三条市の場合は用途地域外）以外において設置されるもので、自然公園区域内のほか、特に水質保全や生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの。

※「農業集落排水事業」：農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善のほか、公共用水域の水質保全を目的として実施する下水処理施設の整備事業。

6 その他の公共公益施設等の整備方針

(1) 整備目標

都市活動を支える上での重要な役割を果たしているその他の公共公益施設については、必要性和需要等に見合った施設整備や既設施設の機能維持・向上を進めることで、市民誰もが暮らしやすい都市環境の構築を進めます。

(2) その他の施設等の整備方針

① 水の安定供給に向けた上水道施設の強化

上水道については、引き続き需要に応じた安定供給に向け、計画的な配水管の更新と合わせて水道管路の耐震化に取り組むとともに、既存施設の適正な管理に努めます。

② 公共施設の適正な管理

これまでに防災上の拠点・避難場所となる公共施設の耐震・不燃化[※]等を図ってきました。今後は、その維持管理に注力し適正な管理に努めます。

③ その他の施設整備

その他の施設等については、その必要性を適切に判断し、整備に取り組みます。

また、持続可能な都市づくりの一環として、「三条市公共施設等総合管理計画」及び「三条市公共施設再配置計画」に基づき公共施設の適正な維持管理による長寿命化や本市の将来人口規模等に応じた施設の適正な配置に努めます。

- 水道管路等の耐震化
- 公共施設の適正な管理
- その他の施設整備への適切な取組

[※]「耐震化」：強度の地震でも簡単に壊れたり狂ったりしない構造にすること。

「不燃化」：都市の防災性の向上を図るため、耐火建築物の割合を高めること。